

学生のみなさんへ（被災地への立ち入り、ボランティア活動関連）

お知らせ

1. 学生のボランティア活動に対する経済的補助について

このたび学生のボランティア活動に係る教育的意義を鑑み、別添「九州大学における九州北部豪雨に係るボランティア活動について」及び「九州大学学生に係る九州北部豪雨ボランティア活動に対する支援について」に基づき、このたび条件を満たした学生のボランティア活動に対して支援金を支給することとなりましたので、お知らせします。

つきましては、以下を留意のうえ、届け出等の対応をよろしくお願いします。

【学生のボランティア活動全般に係る留意事項】

1. 活動にあたっては、次の事項が必要です。

- (1) ボランティア活動保険等への加入
- (2) 保護者の同意
- (3) 「ボランティア活動4原則」及び「九州北部豪雨における学生ボランティア活動10の心得」の遵守

2. 支援金の受給の有無にかかわらず、活動の前後には所定の様式により活動の届け出と報告が必要です。

学務部学生支援課（伊都地区センター1号館2階）あて持参もしくは所属学部の学生担当係窓口等を通じて学内便等で送付願います。

なお、学内便での送付の場合は、

- (1) 封筒の表面は「ボランティア活動関係書類在中」と明記したうえで、宛名を「伊都地区学務部学生支援課学生支援係」としてください。
- (2) 封筒の裏面には所属と氏名を明記してください。
- (3) 必要書類を封入し、封緘したうえで学生担当係窓口を持参してください。
- (4) 持参後、次のメールアドレスあてに件名を「ボランティア活動関係書類発送」とし、所属、氏名、連絡先を記載したメールを送信してください。

[「gazgakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp」](mailto:gazgakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp)

【支援金の受給に係る留意事項】

1. 1回の活動につき一人あたり5,000円が上限です。（同一の学生に対して原則年5回を限度とします。）
2. 支給の対象は、移動に係る「交通費」もしくは学外団体において活動するための「参加費」です。
3. これまでに本学から旅費や給与等の振り込みを受けたことがない場合は、届け出の際に口座振込のための手続きが必要です。
4. 学内の団体で活動を行う場合は、当該団体の代表者が取りまとめて手続きを行うこととなります。

5. 支援金の申請には、経費を負担したことがわかる領収書等の原本が必要となります。

【本件に係る連絡先】

学務部学生支援課学生支援係

TEL : 092(802)5961

E-mail : gazgakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp